

令和8年5月20日

乗合バス事業者に対して行政処分を実施しました 【事業用自動車の使用停止80日車】

鳥取運輸支局は、鳥取県の乗合バス事業者である日ノ丸自動車株式会社の鳥取営業所に対し、同営業所所属運転者の運転免許が失効した状態で運行を行っていた旨の自主申告があったことを端緒として、令和7年10月31日、同年11月13日及び同年11月20日に監査を実施しました。

監査の結果、道路運送法等関係法令に違反する事実が確認されたため、中国運輸局は道路運送法第40条の規定に基づき、当該事業者に対し、鳥取営業所の事業用自動車（バス）6両の使用停止を命じました。

当局では、輸送の安全を確保するために、引き続き運送事業者を指導監督し、法令遵守の徹底に努めます。

【行政処分の内容】

1 行政処分年月日 : 令和8年5月15日

2 事業者名 : 日ノ丸自動車株式会社(代表取締役 中島 文明)
住所 : 鳥取県鳥取市古海620番地
処分対象営業所 : 鳥取営業所
(鳥取県鳥取市古海620番地)

3 行政処分の内容 :

(1)鳥取営業所の事業用自動車の使用停止 80日車 (1両×15日、5両×13日)
(令和8年5月20日から令和8年6月1日及び3日まで)

4 違反の内容 : 別紙のとおり

5 違反点数付与状況 : 8点(累積点数:8点)

【問合せ先】

中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

鳥取運輸支局 自動車運送事業監査室

担当 : 田中、富川

担当 : 丸山、山根、来待

TEL : 082-228-3460

TEL : 0857-22-4154

- (1) 運転者等の要件を満たさないものに事業用自動車を運転させていた。
道路運送法第25条
- (2) 点呼の記録の記載事項に不備があった。
道路運送法第27条第3項
旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
- (3) 業務の記録の記録事項に不備があった。
道路運送法第27条第3項
旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項
- (4) 乗務員等台帳の記載事項等に不備があった。
道路運送法第27条第3項
旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項
- (5) 運転者に対する適切な指導及び監督が行われていなかった。
道路運送法第27条第3項
旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
- (6) 運転者に対する指導及び監督を行った旨の記録の記載事項等に不備があった。
道路運送法第27条第3項
旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
- (7) 特定の運転者に対する特別な指導が行われていなかった。
道路運送法第27条第3項
旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
- (8) 特定の運転者に対し適性診断を受診させていなかった。
道路運送法第27条第3項
旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項